

輸出管理を中心とする米国経済安保政策の変遷

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課 磯部 真一

2024年3月12日

ジェトロ調査部米州課 課長代理

磯部 真一

いそべ しんいち



- 2007年、ジェトロ入構。海外調査部北米課で米国の通商政策、環境・エネルギー産業などの調査を担当
- 2013～2015年まで米国戦略国際問題研究所（CSIS）日本部客員研究員。オバマ政権下の米国の通商政策、対アジア経済外交などを調査
- ジェトロ企画部で北米・大洋州地域の戦略立案などの業務を経て、2019～2024年までニューヨーク事務所で米国政治、通商政策を中心とした調査に従事。2023年12月より現職
- 主な著書：『米国経済の基礎知識』（ジェトロ）、『FTAの基礎と実践：賢く活用するための手引き』（白水社）、『NAFTAからUSMCAへ-USMCAガイドブック』（ジェトロ）など

1 | トランプ政権時からの米中関係の変遷

- 関税戦争から始まった具体的な米中対立はじわじわとその範囲が拡大。
- 米国内の議会、世論でも対中強硬のムードがかつてないほど高まっている。

関税戦争の勃発

- ➔中国原産品への301条関税
- ➔外国製の鉄鋼・アルミ製品への232条関税

多国間貿易協定からの離脱

- ➔TPPからの離脱、WTO裁判制度の機能停止
- ➔NAFTAをUSMCAに改定、米韓FTAの自動車条項改定
- ➔日米貿易協定の締結・発効

中国を念頭に置いた経済安保措置の強化

- ➔輸出管理改革法（ECRA）、CFIUS強化法（FIRRMA）の成立
- ➔中国通信大手に対する輸出管理強化、米市場からの排除
- ➔人権保護の観点から強制労働に依拠した製品の輸入制限を積極導入

コロナ・パンデミックで再び米中関係が緊張

- ➔2020年2月に、米中経済・貿易協定が発効し、一旦は関係改善が見えたが・・・
- ➔中国起源のコロナ禍突入で再び緊張関係に
- ➔バイデン政権以降も両国の緊張関係は継続

2 | 対立のフロンティアは拡大の一途

- 中国の不公正な貿易慣行への対抗を理由に始まった追加関税から、対中政策の重点は徐々に安全保障へ移っていった。
- それに伴い、国際ビジネスに直接的に影響する措置も増加。

米中間のイシュー

不公正貿易慣行	知財侵害
コロナ起源問題	東・南シナ海
軍民融合戦略	サプライチェーン
香港	台湾
新疆ウイグル	人権全般
インド太平洋の 経済枠組み	各地での戦争 紛争...etc

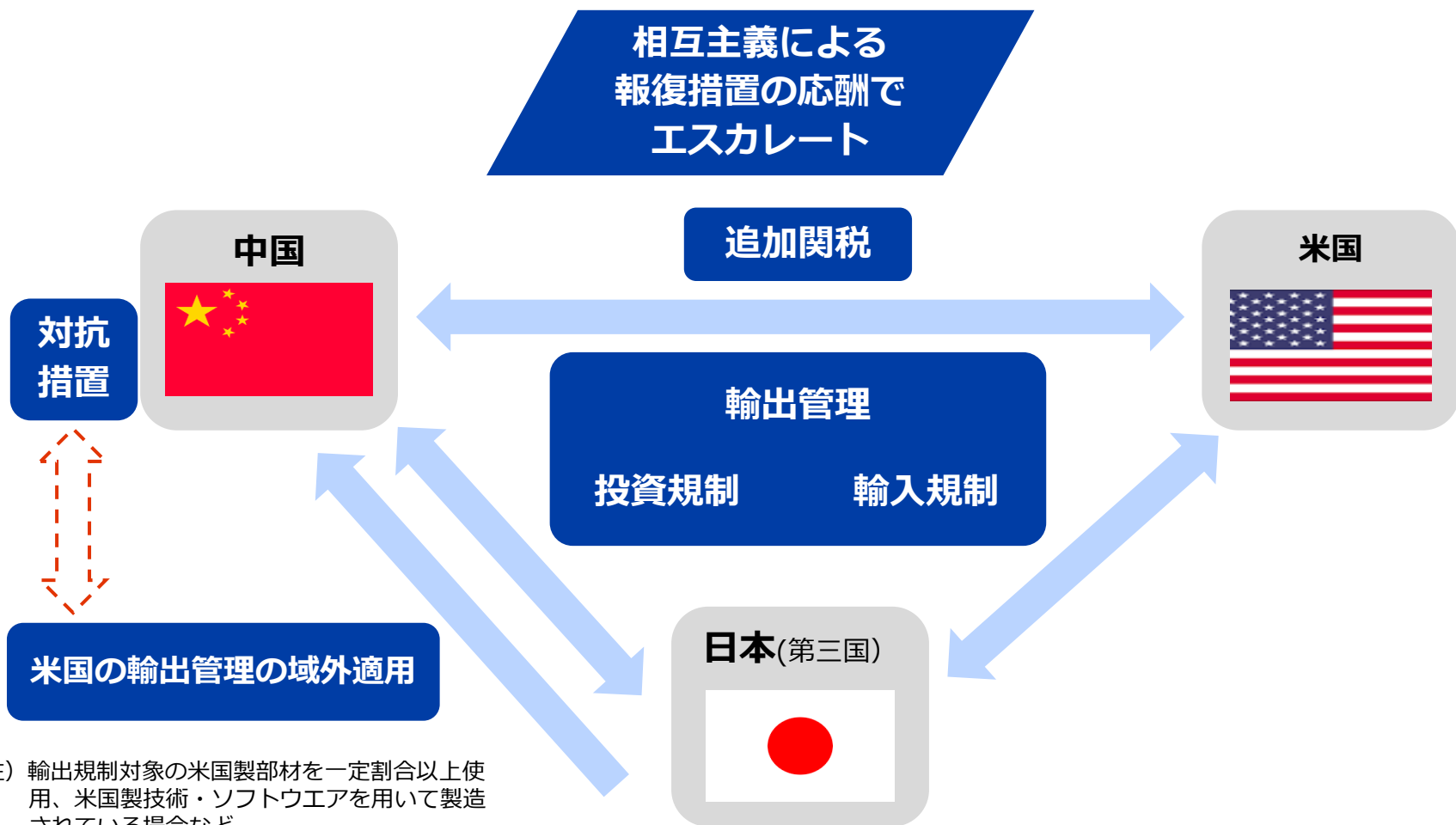


米政府の対抗措置

追加関税	輸出管理
投資審査	強制労働製品の 輸入制限
米政府調達規制	米通信網保護
中国企業への 証券投資禁止	中国の在米公館閉鎖
米入国ビザ制限	同盟・友好国 との連携強化
スパイ行為への 司法審査強化	産業政策...etc

3 | 米中対立は日本企業のサプライチェーンにも影響

- 例えば米国の輸出管理は米国外で製造された製品でも域外適用あり。中国も同様の制度を準備。
- 在米、在中日系企業は両国の措置が適用されるため、影響大。



(注) 輸出規制対象の米国製部材を一定割合以上使用、米国製技術・ソフトウェアを用いて製造されている場合など。

4 | 米国輸出管理規則の概要

- 2018年に成立した「輸出管理改革法（ECRA）」に基づき、商務省産業安全保障局（BIS）が輸出管理規則（EAR）を積極運用。
- 規制品目リスト（CCL）をベースにしつつ、仕向国やエンドユーザー、エンドユースなども勘案して許可方針を決定していく。昨今はエンティティ・リストを積極活用。

EAR違反の罰則

- **刑事罰**：①100万ドルを超えない罰金、②20年を超えない禁固刑、または①②の併科
- **民事罰**：①30万ドルか違反対象取引額の2倍のいずれか高い額の罰金、②許可取り消し、または③違反者によるEAR管理品目の輸出等の禁止

Denied Persons List (DPL)

- EARの悪質な違反により、輸出取引権限を剥奪されている個人・企業・機関
- **米国製品の輸出、再輸出（外国企業による再輸出を含む）を禁止**

ZTE イランと北朝鮮へ、米国製機器を利用した通信機器等を違法に輸出。更に当該事実の隠蔽工作を行った
☞ 罰金支払等により2018年6月に猶予

Entity List (EL)

- 大量破壊兵器拡散の懸念がある、または米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業等
- 米国製品を輸出・再輸出する際は、**通常は輸出許可が必要ない品目でも事前の許可が必要となる**

- ✓ ファーウェイと関連企業
- ✓ 中国政府の軍民融合戦略に加担している疑いのある企業
- ✓ 新疆ウイグル自治区での人権侵害の疑いのある企業
- ✓ 南シナ海で中国政府による人工島建造・軍事拠点化を支援した疑いのある企業、etc...

Unverified List (UVL)

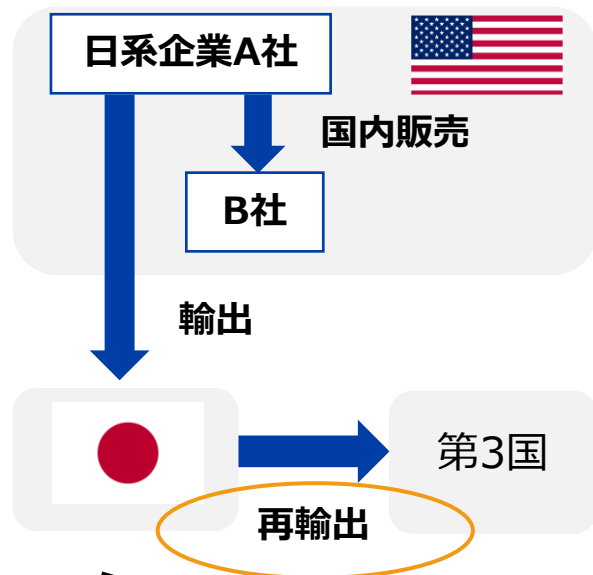
- 輸出許可前の確認や出荷後の検証を十分に実施することができない企業等
- EARの対象かつ輸出許可の対象でない米国製品をUVL掲載先へ輸出・再輸出する際、事前にEARで禁止されている用途に使用しないこと等に同意する文書入手し保管しなければならない
- EL指定される前段階との位置づけ

（出所）米国商務省

5 | 米国の輸出管理の特徴-みなし輸出・FDPルール

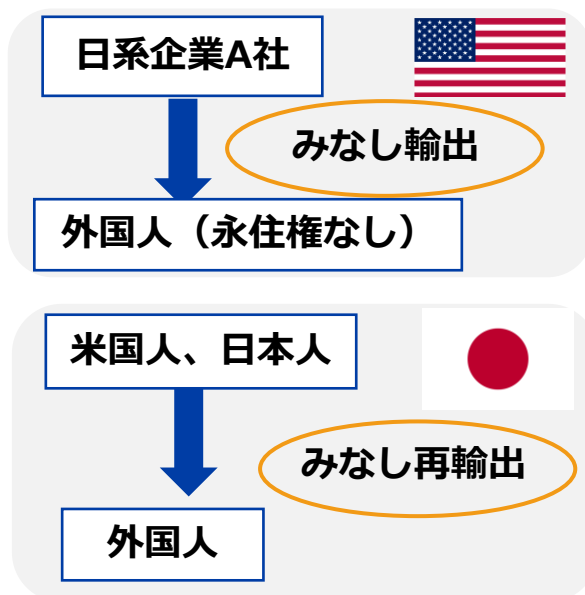
- 米国の輸出管理は、「米国製品」の日本から第3国向けの「再輸出」、日本国内における外国籍向けの「みなし再輸出」にも適用される。
- 外国直接製品（FDP）ルールは、製品がゼロから米国外で製造されていても、米国製技術・ソフトウェアを用いた場合はEAR対象とする、一種の域外適用のルール。

輸出・再輸出規制 (製品)

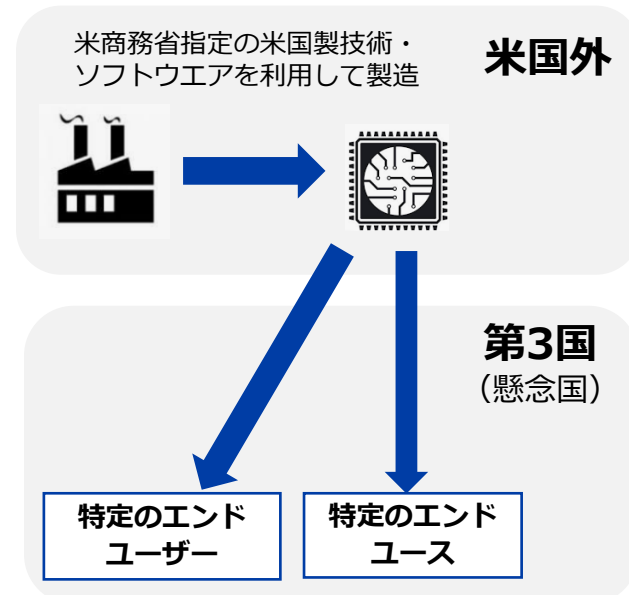


日本製品であっても、米国製部材が価格の25%超を占める場合、輸出規制の対象になる
※テロ支援国家等は10%超で規制の対象

みなし輸出・再輸出規制 (技術・ソフトウェア)



外国直接製品 (FDP) ルール



- いずれもEARに抵触する輸出等とみなされ、商務省の事前許可なく行った場合は罰則適用の恐れがある
- FDPルールに関しては、そもそも懸念国の懸念ある事業体・用途を対象を絞って導入する場合はほとんどであるため、許可申請をしても「原則不許可」とされるケースが多い

6 | 輸出管理強化の端緒は中国通信機器大手の囲い込み

- トランプ政権は2019年5月以降、ファーウェイが中国政府とつながっており、同社製品等を通じて機微な情報が盗まれるとの安保上の懸念から、同社への輸出管理のルールを厳格化。
- ここで導入した「外国直接製品（FDP）ルール」を対口制裁や半導体関連の対中輸出管理にも応用している。

2019年5月16日～

- ファーウェイおよび関連会社68社（その後、相次いで追加）を輸出管理規則（EAR）上のエンティティ・リストに追加し、これらへの**米国製品（物品・技術・ソフトウェア）の輸出・再輸出等を「原則不許可（presumption of denial）」**の扱いに指定

2020年5月15日～

- 米政府が指定した**米国製の技術・ソフトウェアを用いて米国外で製造された下記該当製品についても**、ファーウェイに渡ると知りながら輸出・再輸出する場合には事前許可を求めるようルールを改正（いわゆるFDPルール）
 1. ファーウェイなどにより生産された半導体設計などで、CCLに掲載されているソフトウェア・技術を用いて生産された直接製品
 2. ファーウェイなどの設計仕様に基づいて生産されたチップセットなどで、米国外にある工場もしくは工場の主要な装置を用いて生産された直接製品

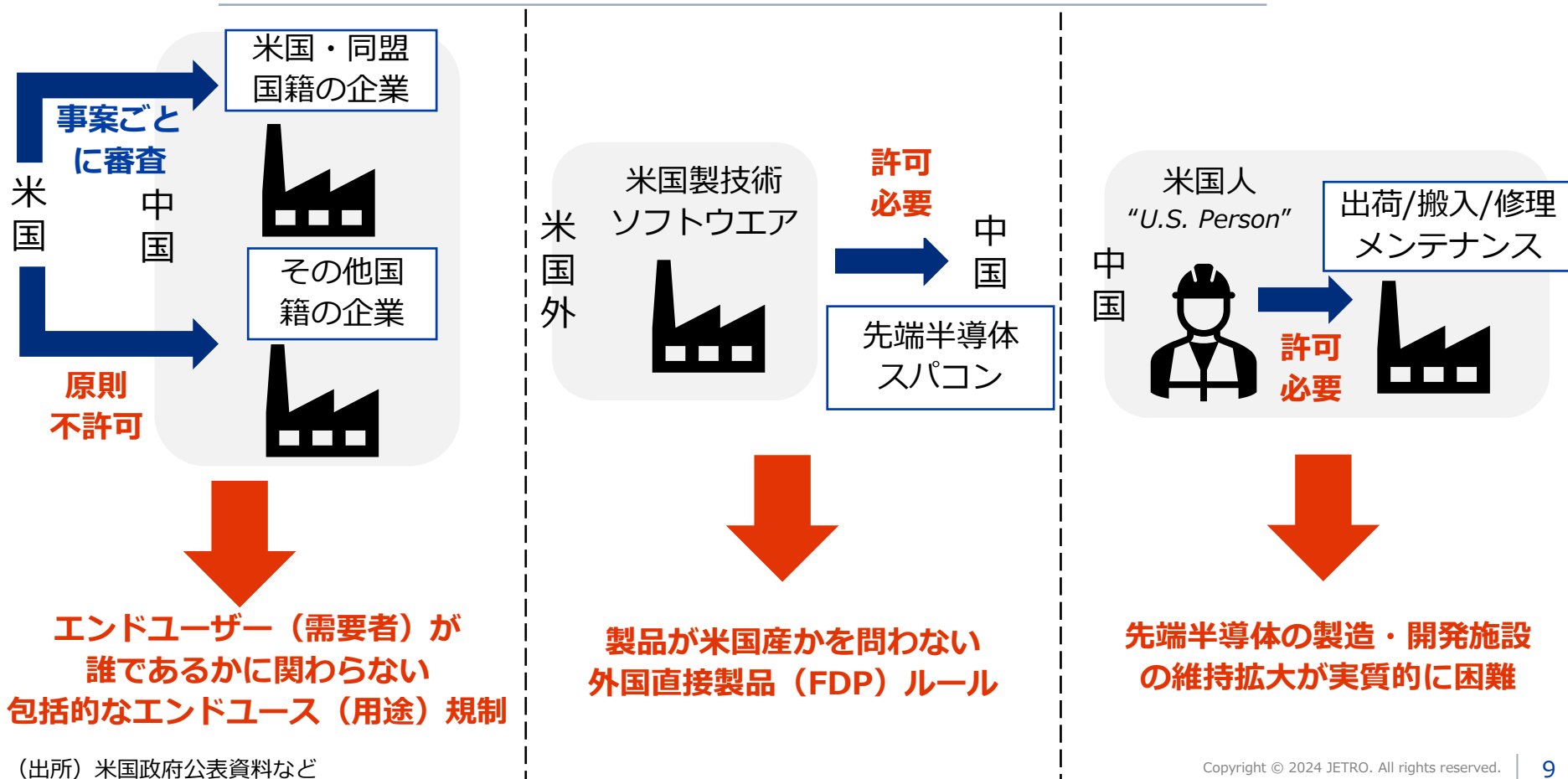
2020年8月17日～

- 5月の新ルールをさらに厳格化。下記のとおり、**ファーウェイの設計仕様に基づかない場合も、同社への輸出・再輸出等につき事前許可が必要**に
 1. ファーウェイなどが生産または購入、注文する部品・装置の開発または製造に使用される場合
 2. ファーウェイなどが「購入者」「中間荷受人」「最終荷受人」「最終使用者」などの当事者である場合

7 | 半導体の技術競争を契機に、輸出管理は新次元へ

- 軍事転用リスクのある先端半導体をめぐり、米国が対中輸出管理を強化。米国が、2022年10月7日に導入した新たな輸出管理規則は、グローバル企業のサプライチェーンにも影響が広がる。
- これまで個別の懸念対象者を規制するアプローチとは一線を画する。多国籍企業には一定の配慮。

米国の対中先端半導体（装置）に関わる輸出管理（2022年10月7日施行）イメージ



8 | 執行強化の取り組みにも着手

- BISは違反の深刻度に応じて罰則の軽重にメリハリをつける規則の変更や、大学・研究機関からの技術流出の防止を主眼としたイニシアチブなどを相次ぎ発表。
- 直近では過去最高額の罰則適用事例も出るなど、執行に力を入れている。

執行強化のための輸出管理規則の変更（2022年6月）

- 深刻度の高い違反への重罰化、軽い違反への非金銭的和解手段の活用など罰則にメリハリ
- 違反を認めた上で和解に応じなければ、罰則を軽減しないよう方針を転換
- 違反の自主開示につき、深刻度の軽重で対応を分けるデュアルトラック手続きを導入、など
- 23年4月には、自主開示を奨励する政策方針も[公表](#)

アカデミック・アウトリーチ・イニシアチブ（2022年6月）

- 大学や研究機関に「輸出管理順守プログラム（EMCP）」の策定を要請
- 機微な情報へのアクセスに対して、物理的な障壁や許可手続きを設けることを要請
- 商務として、国防総省向けの研究開発に従事する機関に、優先的に関与、など

破壊的技術ストライクフォース（2024年2月）

- 主要15都市圏（注）で、懸念国による機微技術の取得を防止することを目的に、司法省と専門部隊を設立

（注）アトランタ、ボストン、シカゴ、ダラス、ヒューストン、ロサンゼルス、マイアミ、ニューヨーク、サンノゼ、フェニックス、ポートランド、首都ワシントン。他3都市は現時点で不明

年月	違反者	罰則内容
22年6月	クイックシルバー・マニファクチャリング、ラピッドカット、U.S. プロトタイプ（米）	中国向けの設計図等の輸出がEAR違反とされ、3社の輸出特権を180日間停止する暫定拒否命令（TDO）
22年8月	ファーイースト・ケーブル（中国ケーブル製造最大手）	ZTEとイラン企業との取引への関与の疑いで、違反認定通知状（Charging Letter）を発行
23年2月	3Dシステムズ・コーポレーション（米）	中国、ドイツ向けデータの輸出がEAR違反とされ、罰金約278万ドル、商務省規定の研修プログラム完了を義務付け
23年4月	マイクロソフト（米）	キューバ、イラン、シリア、ロシア向けソフトウェアのEAR違反輸出、制裁違反で、罰金330万ドル超（但し、自主開示で罰則軽減）
23年4月	シーゲイト（米）	ファーウェイ向けHDD輸出がEAR違反とされ、罰金3億ドル（過去最高）

9 | 輸出管理当局は違反の自主開示を強く奨励

- BISは2024年ごろから違反行為の自主開示を強く奨励する方針を取っている。
- 違反が軽微なものと深刻なものに分けて、対応を分けるデュアルトラック方式を志向。

軽微な違反の自主開示に対する特典

- 非金銭的な和解手段を提示。例えば、EARに関する研修や順守を約束する代わりに、執行猶予付き輸出特権の停止などの手段を講じる
- 自主開示の申請から60日以内に警告状（warning letter）か不問状（no-action letter）を出して事案を解決する。かつ、初回届け出、延長申請、説明資料を含む自主開示に関する資料提出は、Eメールでの提出を強く奨励する
- 簡略化した説明資料の提出を認めるファストトラックを適用する
- 四半期ごとにまとめた提出を認める
- 違反が確認されている品目を保管、使用、移転、サービス、修理することなどは本来禁止されているが、自主開示を行う者はこれらを行う特別許可を申請でき、BISはその申請を迅速に審査することを約束
- 違法に輸出された品目を米国に返送しようとする当事者に対しては、申請者が誰かを問わず、そのような再輸出を許可することが推定される

深刻な違反への対応

- 専門の調査員と商務省首席法務官室の弁護士を任命する。最も深刻な案件には、司法省も弁護士を任命する
- 違反度合いの深刻さに比例して厳罰化

他社の違反行為の通報の奨励

- 他社の違反行為の通報を奨励
- 秘匿性が確保された通報フォームも用意
- 場合によっては通報者が将来違反を犯した際の罰則軽減要素にもカウント

10 | 強力なウイグル強制労働防止法が本格施行

- 中国の新疆ウイグル自治区が生産に関わっている製品は「強制労働」によるものと推定し、米国への輸入を原則禁止とする「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」が2022年6月から本格施行。
- 「強制労働」との推定は反証可能とされているが、産業界からはそれに必要な「明確かつ説得的な証拠」の定義などが未だ不明瞭であるといった懸念が示されている。

UFLPAの概要

- 下院、上院新疆ウイグル自治区で全部または一部（僅少例外なし）が採掘、生産または製造された物品（第3国で完成されたものでも）について、**強制労働に依拠しているとの「反証可能な推定」**に基づき、米国への輸入を原則禁止

（※）輸入禁止対象には、同自治区で強制労働を行っているなどとして、省庁横断の「強制労働執行タスクフォース（FLETF）」が特定した事業者（UFLPAエンティティ・リストとして公開）が生産した製品も含まれる

→どのように反証するか？

①UFLPAの対象外との証明

- 輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されておらず、かつUFLPAのエンティティ・リストに掲載の事業者がサプライチェーンに関与していないことを示す

②UFLPAの対象だが強制労働はないとの証明

- UFLPAに基づくデューデリジェンスやサプライチェーン追跡・管理などに関するガイダンスを順守し、税関の照会に対応
- その上で、輸入物品が強制労働に依拠していないことを証明する「明確かつ説得力のある証拠」を提出し、CBP局長が認めれば輸入が可能となる（いわゆる輸入例外）

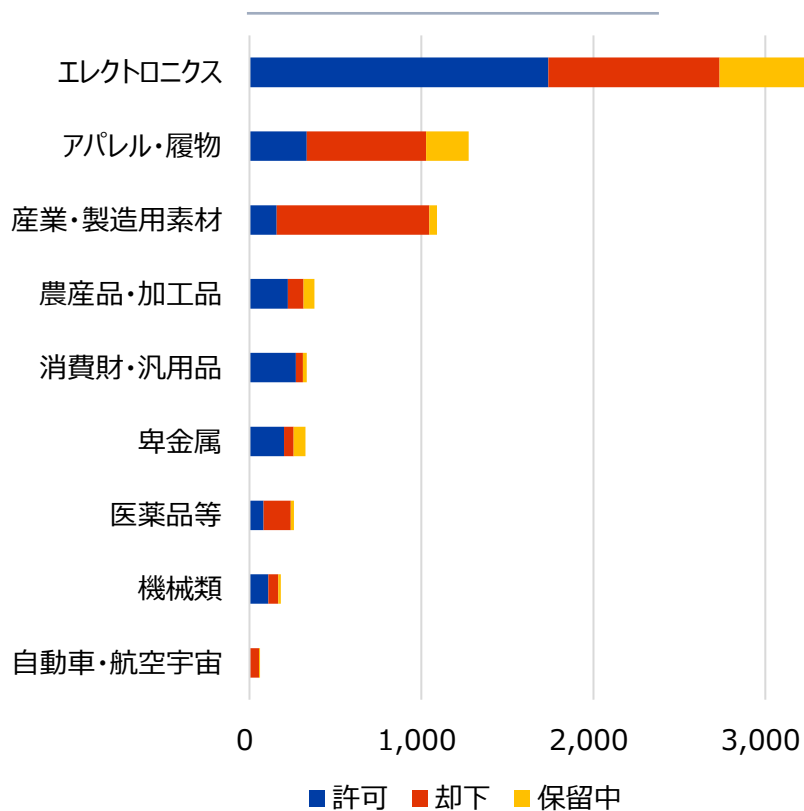
→企業の現場では混乱

「明確かつ説得的な証拠」の定義が曖昧である、1次サプライヤーまでは直接状況を確認できるがそれ以降のサプライヤーからの情報入手が困難、場合によっては中国の反制裁法などに抵触するおそれがある、といった懸念が上がっている

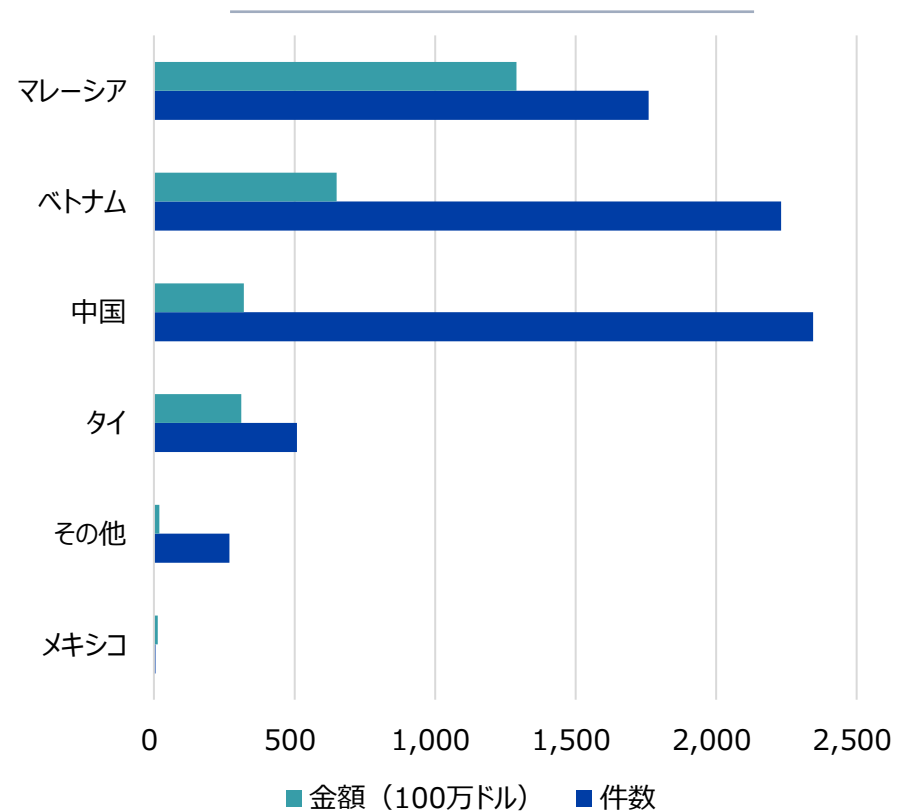
11 | ウィグル法の執行対象分野は拡大の傾向

- 2022年6月の施行開始以降の約1年半で、差止件数は7,058件（金額では260億ドル）。うち、許可と却下が約4割ずつで残りは保留中の扱い。
- 中国が輸出元の場合に限らず、差止貨物の合計額で見ればマレーシアがトップの状況。対象分野も広がりつつある。

分野別の差止実績（件数）



輸出国別の差止実績（金額、件数）



12 | 対内投資のスクリーニングも強化

- 中国企業の対米投資に伴うリスクも念頭に、対米外国投資委員会（CFIUS）の権限を強化する「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」が2018年8月13日に成立。
- CFIUSは、外国企業による米企業の買収が米国の安全保障の脅威となるかを審査。大統領にはCFIUSの勧告を受けて外国企業の買収を差し止める権限が与えられている。

CFIUSに基づく投資差し止め事例

CFIUSが創設された1975年以来、**大統領が停止・禁止した案件は6件のみ**だが、いずれも中国が関係。大統領の差し止めまで行かずに破談に終わる案件も多い。

実施年	大統領	買収企業国籍	概要
1990年	ブッシュ（父）	中国	中国宇宙航空技術輸出入公司（CATIC）によるシアトルの航空機部品メーカーMAMCOの買収につき、契約解消を指示。買収により輸出規制の対象技術をCATICが入手する可能性があることが理由
2012年	オバマ	中国	中国系企業ロールズ・コーポレーション等によるオレゴン州の風力発電関連企業4社の買収について、契約解消を指示。ロールズ・コーポレーションが計画していた風力発電事業の所在地が、同州の米海軍訓練施設近くの飛行制限空域内にあることが理由
2016年	オバマ	中国	中国系投資ファンド福建芯片投資基金による米国資産を持つ独半導体企業アイクストロンの買収差し止めを指示。議会調査局は、アイクストロン社の技術や実績が軍事転用される可能性が理由との報道内容を紹介
2017年	トランプ	中国	投資ファンドのキャニオン・ブリッジ・ファンド（CBFI）等による米半導体企業ラティスセミコンダクターの買収の差し止めを指示。CBFIには中国政府関連ファンドが出資しており、買収案件は米国の安全保障の脅威となり得ると判断
2018年	トランプ	シンガポール	ブロードコムによる米半導体企業クアルコムに対する敵対的買収を阻止。買収された場合、第5世代ワイヤレスネットワーク（5G）技術のリード企業が米国に存在しなくなり、ファーウェイ等中国企業に5Gを支配されるとの懸念に基づき阻止
2020年	トランプ	中国	中国IT企業の北京中長石基信息技术（Beijing Shiji Information Technology）に対し、同社が2018年に買収した米同業ステインタッチ（StayNTouch）の売却を命じる大統領令を発表。トランプ政権がステインタッチの保有する顧客情報が中国に流出することを懸念した可能性がある

13 | FIRRMA最終規則でターゲット取引を明確化

- 2020年2月13日施行の最終規則では、これまで審査対象ではなかった非支配的投資、不動産投資・賃貸・譲渡に関して、どの様な場合に対象となるかを提示。
- いわゆるホワイト国として豪州、カナダ、英国、ニュージーランドが指定されている。

非支配的投資でも審査対象となる投資

- 米国事業が保有している重要な非公開の技術情報へのアクセス
- 米国事業の取締役会または同様の組織体の構成員またはオブザーバーとなる、もしくは構成員を推薦する権利
- **重要技術 (Critical Technology)**、**重要インフラ (Critical Infrastructure)**、もしくは**センシティブな個人データ (Sensitive Personal Data)** に関わる米国事業の実質的な意思決定への関与（ただし、株式の議決権行使は除く）
 - ➔ それぞれの頭文字を取って「**TID U.S. businesses**」と総称
 - ほぼ任意の届け出。但し、一定の条件を満たす場合は届け出が義務（義務を怠った場合、罰金の可能性）
 - 今後財務省が指定する「除外された外国 (excepted foreign states)」とつながりを有し、適正な法制度順守を行っている外国人は「除外された投資家 (excepted investors)」として審査対象外になる（支配的な投資は従来どおり審査対象）
 - ✓ 現在、**豪州、カナダ、英国、ニュージーランド**が「除外された外国」として指定されている

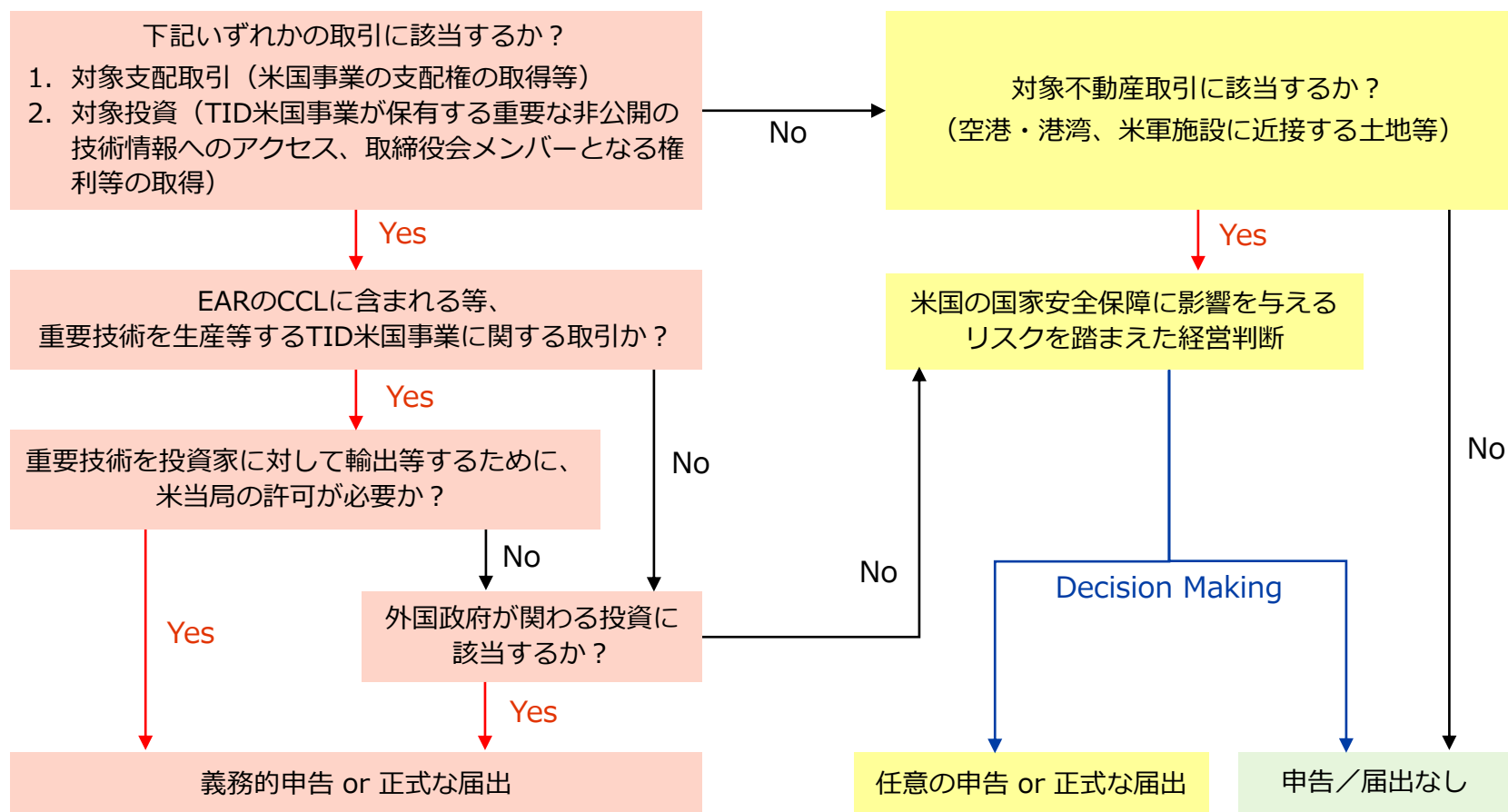
審査対象となる不動産取引

- **空港、港湾**、それらの中に存在、またはそれらの一部として機能する不動産
- 指定される**米国の軍事施設に近接**する〔1マイル（約1.6キロ）以内〕不動産
- 指定される**米国の軍事施設から一定の範囲内**にある（1マイルから100マイルの範囲）不動産
- 沖合も含む、**ミサイル場が含まれる一定の地理的区域**に存在する不動産
 - 全て任意による届け出。対象となる米国の軍事施設・政府施設は最終規則の付属書に列挙されている
 - 商務省センサス局が定義する都市部に所在する不動産、家屋、商用不動産については、原則、審査対象外
 - 今後財務省が指定する「除外された不動産外国 (excepted real estate foreign states)」とつながりを有し、一定の条件を満たした取引は「除外された不動産取引 (excepted real estate transaction)」として審査対象外となる
 - ✓ 現在、**豪州、カナダ、英国、ニュージーランド**が「除外された不動産外国」として指定されている

14 | 輸出許可が必要な重要技術の取引は申告が義務に

- 財務省は2020年10月、FIRRMA最終規則のうち申告が義務となる取引の要件を改定。
- 投資先が米当局の輸出許可が必要な重要技術を扱っている場合は、CFIUSへの申告が義務。

申告が義務かを判断する参考フローチャート



15 | 大統領令で審査対象の重点分野を明示

- バイデン大統領は2022年9月、CFIUSが重点的にフォローすべき分野・要因を大統領令で明示。
- CFIUSの権限や手続きに変更を加えるものではない。

1. 防衛産業以外も含めた重要製品の国内サプライチェーンの強靱性

同盟・友好国のサプライヤーを含むサプライチェーン全体での代替サプライヤーによる多様性の度合いや、米国政府との供給関係、特定のサプライチェーンにおける外国人による所有や支配の集中度合いなどを検証

2. マイクロエレクトロニクス、AI、バイオ技術・製造、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術など米国の安保に影響を与える分野の米国の技術的リーダーシップへの影響

科学技術政策室（OSTP）は、関連省庁と相談の上、定期的に技術分野リストを公開する。CFIUSは、対象取引が米国の安保を損なうか、取引に関与する外国人が米国の安保に脅威を与える第三者とつながりを有するか等を検証

3. 米国の安全保障に影響を与え得る投資の傾向

単一で見れば限定的な脅威でも、過去の取引との関連で見ると、機微技術の移転を促進したり、安保に損害をもたらすことがある。CFIUSは単一分野または関連分野の複数の買収や投資という観点から、リスクを検証

4. 安全保障に損害をもたらす可能性のあるサイバーセキュリティー上のリスク

サイバー攻撃の能力と意図を持つ外国人または関連する第三者に、米国の安保にリスクもたらすアクセスを提供する可能性があるかを検証。例えば、米国内の選挙結果や、重要インフラの運用、通信の機密性・統合性・利用可能性に対する影響力の行使などが含まれる

5. 米国人の機微なデータに対するリスク

大規模なデータセットへのアクセスを許せば、従来は特定不可能だったデータの特定や非匿名化が可能となる。CFIUSは、対象取引が米国人の機微なデータを扱う米国事業を含むか、外国投資家が関係を持つ者が安保に損害をもたらすかたちでそれら情報を悪用する意図・能力があるかを検証

16 | CFIUSが執行・罰則ガイドラインを公表

- 財務省は2022年10月、CFIUSが創設された1975年以来で初となる、執行と罰則に関するガイドラインを公表。
- 違反となる行為態様や罰則を判断する際の要素などを明示。

違反となり得る行為態様

1. 申告または届け出が義務の取引について適時の提出がされなかった場合
2. CFIUSと合意したリスク軽減措置などに違反した場合
3. 非公式なやり取りを含めてCFIUSに提出した情報に虚偽や不備などがあった場合

必ずしも違反・即罰則ではなく、取引の当事者や第三者から提供される情報を検証した上で、罰則が適切かを判断

罰則の軽重を判断する上で勘案する要素（例示）

- 当事者の説明責任を迫及し、将来的に法令順守させる上での罰則の影響度
- 違反行為が米国の国家安全保障に与える脅威の度合い
- 違反行為が単なる過失か、重度の過失か、意図して行われたものか。CFIUSに対する情報隠蔽などの有無。組織内でどれほど上位の者が行為を認知していたか
- 当事者が違反行為を認知してからCFIUSが認知するまでの経過と違反行為の頻度
- 当事者が適時に必要な範囲の情報を自主開示したか、違反行為の是正措置や再発防止のための措置が取られたか
- 法令順守の社内コンプライアンス方針、内外のリソースの有無（法律顧問、コンサルタント、監査役など）

CFIUSから違反者
へ罰則の通知

違反者
の受理

15営業日以内
(合意延長可)

違反者からCFIUS
に再検討の申請

CFIUS
の受理

15営業日以内
(合意延長可)

CFIUSから違反者
に罰則の最終通知

17 | 大統領令で重要製品を指定、具体的方策を指示

- コロナ禍でのサプライチェーンの混乱を受けて、医療製品や自動車向け半導体不足を経験。一定の品目については、対立が深まる中国に供給依存している実態も明らかに。
- バイデン政権は2021年2月、重要製品のサプライチェーン強化に向けた大統領令を公布。それ以降、政府・議会が一丸となって産業政策を推進する動きが目立つように。

年月	重要製品に関する主な動き
2021年2月	バイデン大統領が米国のサプライチェーン強化の大統領令に署名。1. 半導体製造、2. 大容量バッテリー、3. 重要鉱物、4. 医薬品を優先分野としつつ、5. 防衛、6. 公衆衛生および生物学的危機管理、7. 情報通信技術（ICT）、8. エネルギー、9. 運輸、10. 農産物・食料生産の分野でも対策立案を関連省庁に指示
2021年6月	優先4分野（半導体製造、大容量バッテリー、重要鉱物、医薬品）に関する報告書を発表
2021年11月	インフラ投資雇用法が成立。全米50州とワシントンDC、プエルトリコでのEV充電設備の拡充のための「NEVIフォーミュラプログラム」に50億ドルの予算が含まれる
2022年2月	残る優先6分野（防衛、公衆衛生および生物学的危機管理、情報通信技術（ICT）、エネルギー、運輸、農産物・食料生産）に関するサプライチェーン強化策を発表
2022年8月	「CHIPSおよび科学法」が成立。国内半導体産業振興のために、5年間で527億ドルの予算を盛り込む
2022年8月	「インフレ削減法」が成立。気候変動対策のために史上最大規模となる10年で約3,700億ドルの予算を盛り込む。その中に、クリーンビークル車両の購入に対する税額控除、バッテリー生産者に対する税額控除が含まれる
2022年10月	商務省は22年10月4日、大統領令に基づき、重要鉱物・素材、エネルギー、ICT、公衆衛生の4分野に関して、HSコードに基づく重要製品リストの草案（計2,409品目）を発表。同年11月にパブコメを締め切ったが、それ以降、目立った動きはない

(出所) 米国政府発表資料

18 | 半導体製造サプライチェーンも強化の対象に

- 2022年8月、CHIPSおよび科学法（CHIPSプラス法）が成立。半導体をすべての産業のDNAと捉え、安全保障上不可欠な製品とし、米国内への半導体工場誘致や拡張、研究開発費として合計約2,800億ドルの予算を確保。

CHIPSプラス法の概要

項目	内容
商務省製造インセンティブ (390億ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 半導体の設計、組み立て、試験、先端パッケージング、研究開発のための国内施設・装置の建設、拡張または現代化に対する資金援助。 このうち60億ドルは、直接融資または融資保証に使用可能。
商務省研究開発 (110億ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 商務省管轄の半導体関連の研究開発プログラムへの予算充当。
その他 (27億ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 労働力開発や国際的な半導体サプライチェーン強化の取り組みへの予算充当。
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 半導体製造に関する投資に対して25%の税額控除を導入。
科学技術関連の連邦政府機関への予算充当 (約2,000億ドル)	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー省や商務省、国立科学財団（NSF）、国立標準技術研究所（NIST）など連邦政府機関の研究開発プログラムなどへ約2,000億ドルを手当て。

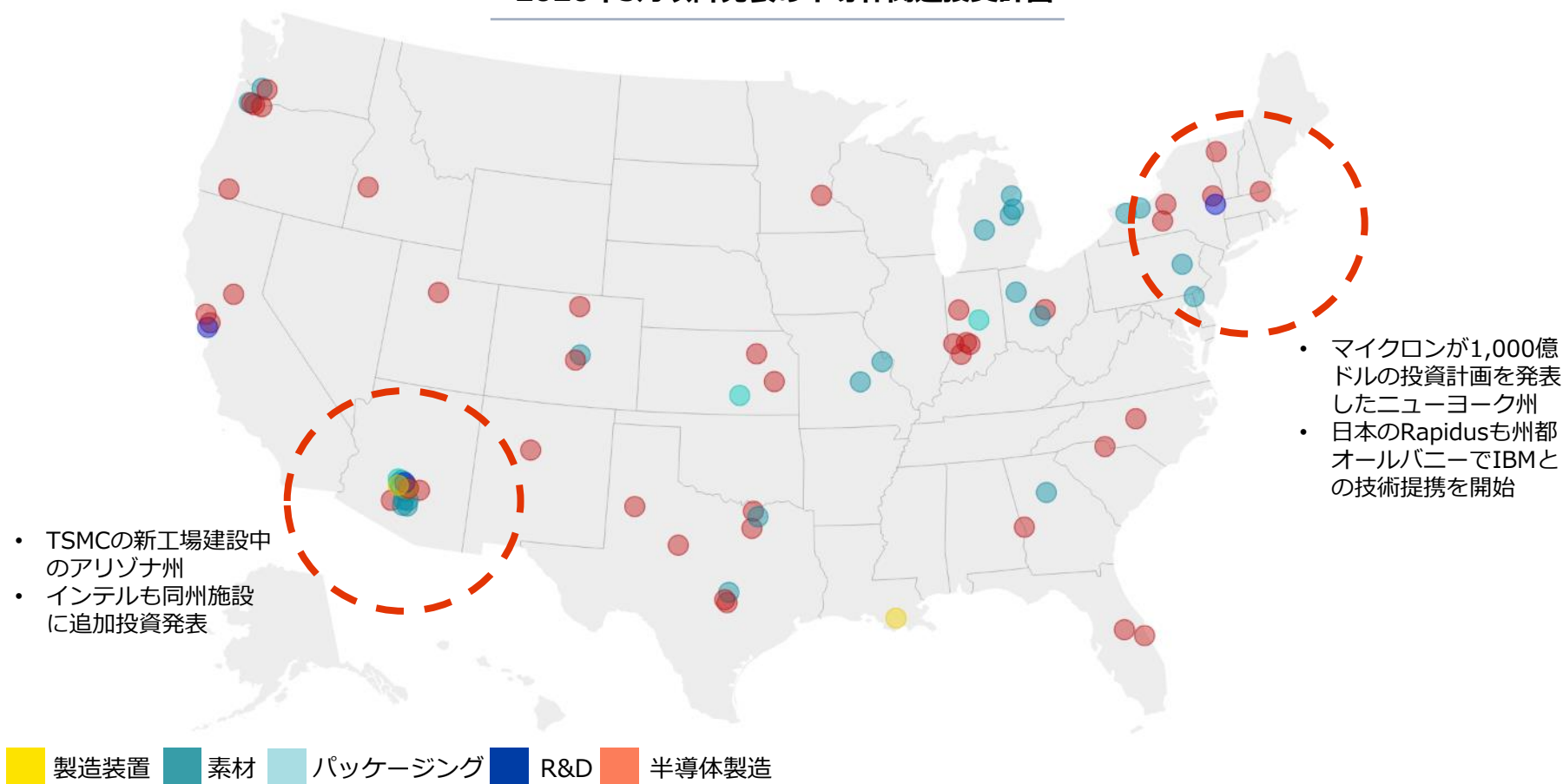
助成発表事例

企業名	金額	内容
BAEシステムズES	3,500万ドル	NH州にある半導体生産施設の現代化。F-35にも使われる半導体の生産量を4倍にするプロジェクトに助成
マイクロチップ・テクノロジー	1億6,200万ドル	EV、家電、携帯電話、航空機などに不可欠なMCUや成熟ノードの製造施設を拡張し、半導体製造量を3倍にするプロジェクトに助成
グローバル・ファウンドリーズ	約15億ドル	NY州、バーモント州でのレガシー半導体（自動車、通信機器、防衛装備品等向け）製造の新設・既存施設拡張計画3件に助成

19 | 2030年をメドに先端半導体生産能力を増強

- レモンド商務長官は、CHIPSプラス法を活用して2030年までに、ロジック半導体チップの生産で世界シェア2割を目指すと発表。
- 州レベルでも独自の投資誘致制度を創設して、半導体関連投資の誘致に注力。

2020年5月以降発表の半導体関連投資計画



- TSMCの新工場建設中のアリゾナ州
- インテルも同州施設に追加投資発表

- マイクロンが1,000億ドルの投資計画を発表したニューヨーク州
- 日本のRapidusも州都オールバニーでIBMとの技術提携を開始

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課 課長代理

磯部 真一



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』
毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。